

集会所使用規程

（目 的）

第1条

この規程は、真弓南自治会集会所（以下集会所という）の使用基準を定め、適切な運用を通じて自治会活動の発展並びに自治会員相互の親睦と福祉の向上に資することを目的とする。

（維持および運営）

第2条

集会所の維持および運営は自治会が行う。
但し、運営については監事がこれを代行する。

（使用申請資格）

第3条

すべての自治会員は集会所の使用を申請することができる。
2 自治会員以外のものは、自治会員の紹介を得なければ集会所の使用を申請することができない。

（使用申請と承認）

第4条

集会所の使用を申請するもの（団体の場合は代表者）は、使用する月の2ヶ月前から予約申請を受け付け開始とし、使用5日前までに申請しなければならない。

申請は使用承認依頼書（様式後記）に使用日時、使用目的等、所定事項を記入の上、その承認を受けなければならない。

但し、自治会員が自治会活動等のために使用する場合は第4条4項に規定する。

2 集会所の使用承認にあたり、監事は次の各号に該当する恐れがある場合は、自治会長の承認を得て、この使用を認めない。

- ① この規程及び集会所使用規則に反するとき、または反する恐れがあると判断されるとき。
- ② 集会所利用が極めて営利的であると判断されるとき。（継続的な営利目的に使用など）
- ③ 集会所利用が政治的または宗教的であると判断されるとき。

但し、公職選挙法による選挙運動期間中の個人演説会、または冠婚葬祭に使用する場合はこの限りではない。

- 3 使用料は、使用承認依頼書と同時に前納しなければならない。使用を取り消す場合、第4条1項に定める期日迄に連絡がない時には、使用料は返還しない。
- 4 自治会役員、班長、各部会等が自治会活動に利用するため、もしくは自治会員相互の親睦を図るために使用する場合、ホームページにて予約状況を確認の上、予約代表者、時間、使用目的を監事にメール（または電話）で連絡することで使用申請とする。よって、使用承認依頼書提出を必要としない。
尚、万が一使用日時が重複した場合、申請者双方が調整を行う。

（承認の取り消し）

第5条

監事は使用承認後においても次の各号の場合、承認を取り消すことができる。

- ① 自治会活動またはやむを得ない事情により集会所を使用する必要性が生じたとき。
もしくは、緊急の事態からその使用を禁止する必要性が生じたとき。
- ② 第4条2項に該当すると判断されたとき。
- ③ 使用申請が虚偽によると判断されたとき。

（転賃の禁止）

第6条

集会所の転賃はこれを認めない。

（使用規則）

第7条

集会所使用上の一般的注意事項は集会所使用規則でこれを定める。

（遵守義務）

第8条

集会所使用者はこの規程のほか集会所使用規則および監事の使用条件並びに指示事項を遵守しなければならない。

（使用時間）

第9条

集会所を使用できる時間は午前9時から午後9時までとする。

但し、特別な事情によりあらかじめ自治会長の承認を得た場合はこの限りでない。

（使用料）

第10条

集会所使用料は以下のとおりとする。

【集会所使用料】

使用料は1単位時間「3時間」

	使 用 者	使用目的	使用料
A	自治会・子供会・シルバー会・ミズの会・成年部	自治会活動、各部会の打ち合わせ	無料
	参加者が自治会員のみ 注1	趣味・教養の集い	無料
	参加者が非自治会員を含む	全	500 円
B	参加者が自治会員のみ	営利を目的としたもの (第4条2項に該当しない。下記参照)	1,000 円
	参加者が非自治会員を含む	営利を目的としたもの (第4条2項に該当しない。下記参照)	3,000 円
C	訃報時の利用	2 日で	10,000 円

注1 講師などを招請する場合は非自治会員を含むとはみなさない。

但し

- 学校「真弓小・上中」関係の使用は無料（懇親会を除く地区委員等）
- 授業料を主催者が設定徴収するもの、及び催事内容が販売の促進に関するものは、営利を目的とするものとみなす
- 活動費を設定、徴収かつ運用し、必要ならば講師等にその一部を謝礼として渡すものは、営利を目的とするものとみなす。

（規程の改定）

第11条

この規程の改正は自治会役員の承認を要する。

附則

この規程は、2014年7月15日改正

2016年4月1日改正